

第 51 期平成 28 年度第 6 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

平成 28 年 11 月 16 日(水)
香川労働局第 1 会議室

1 開 会

2 局長挨拶

3 議 題

(1) 平成 28 年度最低賃金の改定状況について

(2) その他

4 閉 会

第 51 期平成 28 年度第 6 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

1	香川県の最低賃金	01
2	平成 28 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況	02
3	香川県最低賃金の改正決定	
(1)	香川県最低賃金（答申文）	03
(2)	当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申文）	06
4	特定（産業別）最低賃金の改正決定	
(1)	最低賃金の改正決定の必要の有無について（答申文）	07
(2)	香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（答申文・報告文）	08
(3)	香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金（答申文・報告文）	12
(4)	香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最 低賃金（答申文・報告文）	16
5	香川県の特定最低賃金の推移	20
6	平成 28 年度特定（産業別）最低賃金審議・決定状況（都道府県別）	22

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	742円	平成28年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業最低賃金	752円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成28年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	869円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成28年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	審議中	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (※光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	822円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行なう運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	平成28年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・丸亀 0877-22-6244

・坂出 0877-46-3196

・観音寺 0875-25-2138

・東かがわ 0879-25-3137

平成28年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題				
香川地方 最低賃金審議会 27.4.21委員委嘱	① H28年7月11日頃 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 ・議事録署名委員の指名 ・香川県最賃の改正諮問	② H28年8月1日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程	③ H28年8月4日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額742円(+23円、3.2%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃の改正諮問	④ H28年8月22日 ・香川県最賃の答申内容に係る異議申出について審議 ・H28.8.4付け答申どおり決定することが適当との答申	
	⑤ H28年9月8日 ・事業場視察 ・香川県及び全国の地域別最賃、特定最賃の改定状況報告	⑥ H28年11月16日 ・専門部会報告採決 ・専門部会結審状況報告	⑥ H29年3月13～15日頃 ・29年度特定最賃改正等の意向確認 ・29年度審議の進め方等(案)の審議		
運営小委員会 28.7.11委員指名	① H28年8月1日 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無審議				
公益委員会 (香川県最低賃金答申日に開催)	④ H28年8月4日 特定専門部会の運営について				
香川県最低賃金 H28.7.22委員委嘱	① H28年7月25日 ・部長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・参考人意見聴取(意見書) ・生活保護関連資料説明 ・議事録署名委員の指名 ・今後の審議日程	② H28年8月1日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ H28年8月3日 ・金額審議	④ H28年8月4日 ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告内容、時間額742円(+23円、3.2%アップ) 平成28年10月1日効力発生	
	冷凍調理食品製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月29日10:00～ ・部長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	答申内容 時間額752円(+2円、0.27%アップ) 平成28年12月15日指定日発効		
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月27日13:30～ ・部長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年10月3日10:30～ ・金額審議 使側 +15円 労側 +23円	③ H28年10月6日10:00～ ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給 869円(+19円 2.24%) H28.12.15 指定日発効	
	船舶製造・修理業、船用機最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月27日15:00～ ・部長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年9月29日15:00～ ・金額審議 使側 +20円 労側 +27円	③ H28年10月7日15:00～ ・金額審議 使側 +20円 労側 +25円	④ H28年10月26日15:00～ ・金額審議 使側 +20円 労側 +25円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月30日13:30～ ・部長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年10月3日13:30～ ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給 822円(+17円 2.11%) H28.12.15 指定日発効			

平成28年8月4日

香川労働局長
 知之殿

香川地方最低賃金審議会
 会長 松浦明



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成28年7月11日付け香労発基0711第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、平成26年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額702円）は、平成26年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 742円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成28年10月1日 指定日発効とする

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 702円
- (3) 発 効 日 平成26年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成26年度
- (3) 生活保護水準（平成26年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,120円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$702\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.833\text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 101,632\text{円}$$

平成 28 年 8 月 22 日

香川労働局長
辻知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦 明治



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

平成 28 年 8 月 22 日貴職から、8 月 12 日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成 28 年 8 月 4 日付け答申どおり決定することが適当である。

平成 28 年 8 月 4 日

香川労働局長

辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成 28 年 8 月 1 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

平成 28 年 9 月 29 日

香川労働局長
辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 松浦 明治



香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 28 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 752円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成28年12月15日）

平成 28 年 9 月 29 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会

部会長 柴田 潤子

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 28 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

泉川 誉夫

柴田 潤子

高塚 順子

労働者代表委員

國方 利泰

林 泰宏

山 健二

使用者代表委員

大麻 素久

濱田 徹

横山 正久

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 752円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成28年12月15日）

平成 28 年 10 月 3 日

香川労働局長
 辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会
 会長 松浦 明治



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 28 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 822 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成28年12月15日）

平成 28 年 10 月 3 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 28 年 8 月 4 日付、香川地方最低賃金審議会において付託され
た香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最
低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達
したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介

土田 和樹

木下 和洋

柴田 潤子

横内 健一

久保 仁

高塚 順子

横山 一男

福家 正一

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 822 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成28年12月15日）

平成 28 年 10 月 6 日

香川労働局長
辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦 明治



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 28 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 869 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成28年12月15日）

平成 28 年 10 月 6 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 泉川 誉 夫

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 28 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

泉川 誉 夫

末 沢 章 伸

川 西 英 忠

高 塚 順 子

十 川 淳 二

近 澤 亨

松 浦 明 治

山 中 功

村 上 康 裕

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 869 円

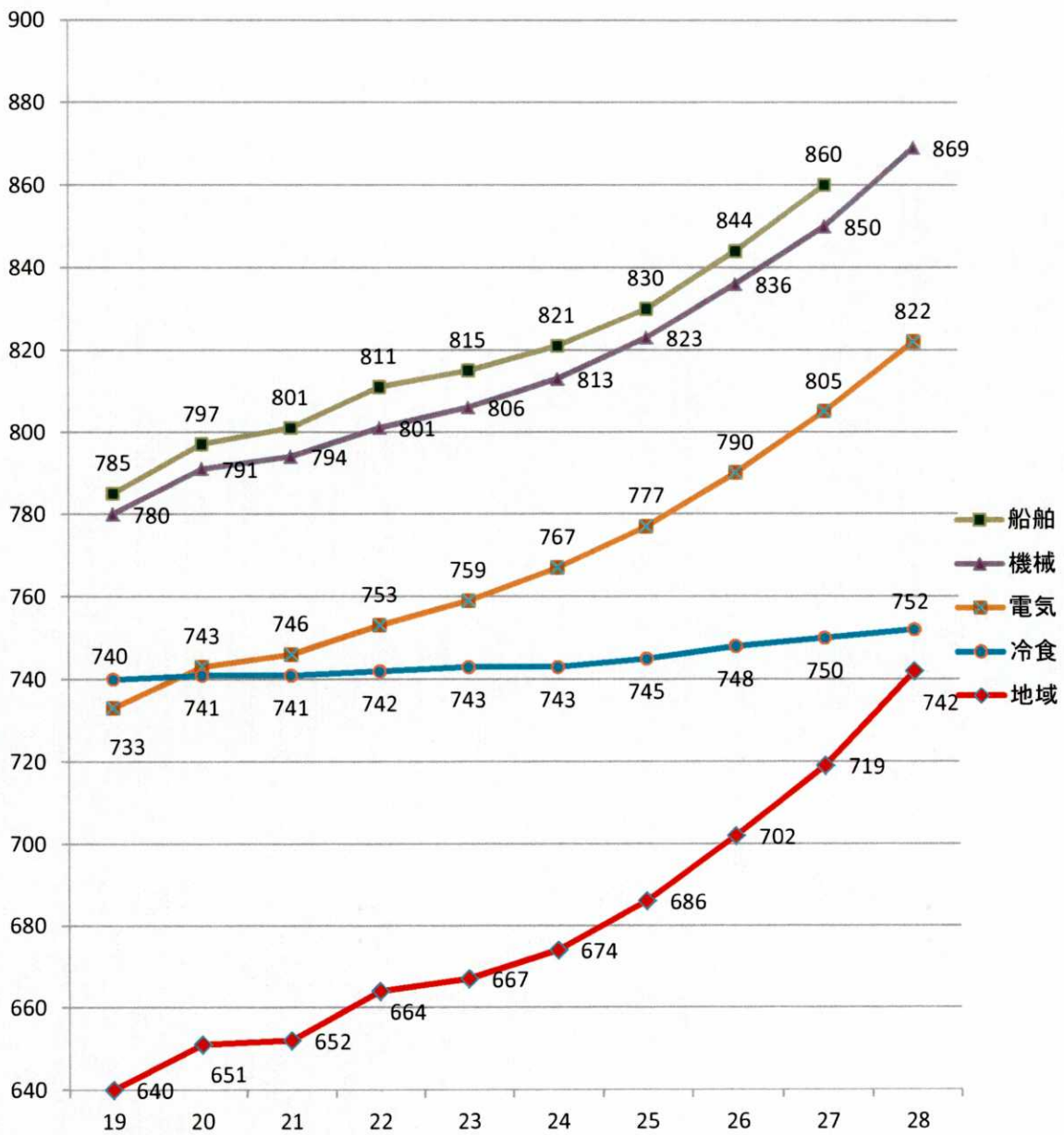
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成28年12月15日）。

香川県の特定最低賃金の推移



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
船舶	785	797	801	811	815	821	830	844	860	
機械	780	791	794	801	806	813	823	836	850	869
電気	733	743	746	753	759	767	777	790	805	822
冷食	740	741	741	742	743	743	745	748	750	752
地域	640	651	652	664	667	674	686	702	719	742

特定最低賃金対象業種の状況

1 適用事業場数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
冷食	24	24	24	24	52	47	47
機械	329	342	300	291	281	339	338
船舶	75	196	210	200	211	158	169
電気	117	138	119	115	122	145	145

2 基幹労働者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
冷食	1,505	1,443	909	901	1,691	1,523	1,438
機械	5,595	6,081	6,503	5,619	5,509	6,268	6,274
船舶	2,867	2,852	3,688	4,046	4,320	4,471	4,430
電気	4,380	4,335	2,841	2,751	3,119	4,203	5,144

3 申出者が代表する基幹労働者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
冷食	550	493		521	502	496	593
機械	2,156	2,094	2,115	2,197	2,455	2,640	2,731
船舶	2,345	2,309	2,311	2,154	1,760	1,764	2,025
電気	2,107	2,135	2,124	2,100	2,009	1,938	1,971

4 影響率(()内は未満率)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
県最賃	1.7%	1.1%	2.0%	1.7%	3.5%	2.8%	4.5%
	(0.9%)	(0.8%)	(1.3%)	(0.8%)	(0.5%)	(1.7%)	(1.2%)

基幹労働者

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
冷食	5.5%	(5.1%)		6.4%	6.6%	3.5%	6.0%
	(5.5%)	(5.1%)		(5.9%)	(6.4%)	(3.0%)	(4.1%)
機械	3.2%	3.6%	3.5%	4.3%	4.0%	3.1%	4.7%
	(2.2%)	(2.6%)	(2.9%)	(3.9%)	(3.2%)	(2.6%)	(3.2%)
船舶	3.0%	6.2%	4.0%	2.8%	5.0%	4.9%	
	(2.1%)	(6.2%)	(2.6%)	(2.2%)	(2.5%)	(1.3%)	
電気	4.1%	5.0%	6.7%	2.9%	4.9%	8.0%	7.3%
	(1.5%)	(3.1%)	(5.7%)	(2.9%)	(2.5%)	(1.6%)	(4.8%)

5 中位数(単位円)全労働者

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
冷食	900	818	867	857	888	877	978
機械	1,290	1,318	1,266	1,283	1,249	1,282	1,351
船舶	1,369	1,370	1,455	1,406	1,392	1,313	
電気	1,297	1,136	1,152	1,181	1,190	1,196	1,275

* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中賃目安(Cランク)	10	1	4	10	14	16	22
目安上積額	+2	+2	+3	+2	+2	+1	+1
県最賃	12	3	7	12	16	17	23
冷食	1	1	0	2	3	2	2
機械	7	5	7	10	13	14	19
船舶	10	4	6	9	14	16	
電気	7	6	8	10	13	15	17

項番	都道府県	H26地域別 最 賃	業種	直近の 改定年月日	申出 内容	部会 結審 年月日	本審 結審 年月日	改定前額		改定額(決定額)		前回改定額との比較		備考
								時間額	日額	時間額	日額	時間額	時間額	
1	北海道	786	食品	H27.12.6	改正	10/5		813	-	830	-	+17	法定発効	
2	北海道	786	鉄鋼	H27.12.1	改正	10/3		876	-	900	-	+24	法定発効	
3	北海道	786	電気機械	H27.12.1	改正	9/30		804	-	821	-	+17	指定日発効	
4	北海道	786	輸送機械	H27.12.5	改正	10/5		810	-	825	-	+15	法定発効	
5	青森	716	鉄鋼	H27.12.21	改正	9/29	10/13	816	-	835	-	+19	指定日発効	
6	青森	716	電気機械	H27.12.21	改正	10/5	10/13	750	-	765	-	+15	指定日発効	
7	青森	716	各種商品小売	H27.12.21	改正	10/3	10/13	743	-	758	-	+15	指定日発効	
8	青森	716	自動車小売	H27.12.21	改正	10/6	10/13	782	-	798	-	+16	指定日発効	
9	岩手	716	鉄鋼・金属製品	H27.12.27	改正	10/6	10/12	772	-	790	-	+18	法定発行	
10	岩手	716	精密機械	H27.12.20	改正	10/5	10/12	758	-	774	-	+16	法定発行	
11	岩手	716	電気機械	H27.12.20	改正	9/30	10/12	740	-	756	-	+16	法定発行	
12	岩手	716	各種商品小売	H27.12.20	改正	10/11	10/12	752	-	767	-	+15	法定発行	
13	岩手	716	自動車小売	H27.12.20	改正	9/28	10/12	781	-	800	-	+19	法定発行	
14	宮城	748	鉄鋼	H27.12.13	改正	10/12		827	-	847	-	+20	指定日発効	
15	宮城	748	電気機械	H27.12.18	改正	10/13		783	-	798	-	+15	指定日発効	
16	宮城	748	自動車小売	H27.12.25	改正	10/14		795	-	815	-	+20	法定発効	
17	秋田	716	非鉄金属	H27.12.24	改正	10/24		818	-	834	-	+16	指定日発行	
18	秋田	716	電気機械	H27.12.24	改正	10/17		751	-	766	-	+15	指定日発効	
19	秋田	716	輸送機械	H27.12.24	改正	10/21		790	-	805	-	+15	指定日発効	
20	秋田	716	自動車小売	H27.12.24	改正	10/13		781	-	794	-	+13	指定日発効	
21	山形	717	一般機械	H27.12.25	改正	10/7	10/24	783	-	798	-	+15	指定日発効	
22	山形	717	電気機械	H27.12.25	改正	10/17	10/24	767	-	782	-	+15	指定日発効	
23	山形	717	輸送機械	H27.12.25	改正	10/6	10/24	782	-	797	-	+15	指定日発効	
24	山形	717	自動車整備	H27.12.25	改正	10/17	10/24	786	-	801	-	+15	指定日発効	
25	福島	726	非鉄金属	H27.12.19	改正	10/18	10/26	816	-	831	-	+15	法定発行	
26	福島	726	精密機械	H27.12.18	改正	10/13		801	-	816	-	+15	法定発行	
27	福島	726	電気機械	H27.12.20	改正	10/19		767	-	782	-	+15	法定発行	
28	福島	726	輸送機械	H27.12.27	改正	10/11		803	-	818	-	+15	法定発行	
29	福島	726	自動車小売	H27.12.18	改正	10/12		800	-	815	-	+15	法定発行	
新設	福島	726	流通小売	-	無	-	-	-	-	-	-	-	意向表明のみ	
30	茨城	771	鉄鋼	H27.12.31	改正	10/18	10/26	851	-	871	-	+20	指定日発効	
31	茨城	771	一般機械①	H11.12.31	無	-	-	726	5,805	5,805	-	-	28年度廃止予定	
32	茨城	771	一般機械②	H27.12.31	改正	10/18	10/26	825	-	841	-	+16	指定日発効	
33	茨城	771	精密機械・電気機械	H27.12.31	改正	10/24	10/26	821	-	837	-	+16	指定日発効	
34	茨城	771	電気機械	H11.12.31	無	-	-	723	5,786	5,786	-	-	28年度廃止予定	
35	茨城	771	各種商品小売	H27.12.31	改正	10/17	10/26	795	-	811	-	+16	指定日発効	
36	栃木	775	塗料	H27.12.31	改正	10/21	-	888	-	904	-	+16	指定日発効	
37	栃木	775	一般機械	H27.12.31	改正	10/21	-	835	-	851	-	+16	指定日発効	
38	栃木	775	精密機械	H27.12.31	改正	10/26	-	835	-	851	-	+16	指定日発効	
39	栃木	775	電気機械	H27.12.31	改正	10/12	-	836	-	851	-	+15	指定日発効	
40	栃木	775	輸送機械	H27.12.31	改正	10/19	10/31	840	-	856	-	+16	指定日発効	
41	栃木	775	各種商品小売	H27.12.31	改正	10/24	-	800	-	817	-	+17	指定日発効	
42	群馬	759	鉄鋼	H27.12.26	改正	10/25		841	-	857	-	+16	法定発効	
43	群馬	759	一般機械	H27.12.26	改正	10/25		830	-	846	-	+16	法定発効	
44	群馬	759	電気機械	H27.12.26	改正	10/20		829	-	845	-	+16	法定発効	
45	群馬	759	輸送機械	H27.12.26	改正	10/20		830	-	846	-	+16	法定発効	
46	埼玉	845	非鉄金属	H27.12.1	改正	9/7	10/3	869	-	884	-	+15	法定発効	
47	埼玉	845	電子部品	H27.12.1	改正	9/8	10/3	874	-	889	-	+15	法定発効	
48	埼玉	845	輸送機械	H27.12.1	改正	9/12	10/3	883	-	898	-	+15	法定発効	
49	埼玉	845	光学機械器具	H27.12.1	改正	9/28	10/3	883	-	897	-	+14	法定発効	
50	埼玉	845	各種商品小売	H27.12.1	改正	9/29	10/3	834	-	849	-	+15	法定発効	
51	埼玉	845	自動車小売	H27.12.1	改正	9/23	10/3	882	-	897	-	+15	法定発効	
52	千葉	842	食品	H27.12.25	改正	10/4		852	-	868	-	+16	指定日発行	
53	千葉	842	鉄鋼	H27.12.25	改正	10/17		893	-	915	-	+22	指定日発行	
54	千葉	842	一般機械	H27.12.25	改正	10/6		869	-	884	-	+15	指定日発行	
55	千葉	842	精密機械	H27.12.25	改正	10/5		854	-	869	-	+15	指定日発行	
56	千葉	842	電気機械	H27.12.25	改正	10/13	10/25	872	-	887	-	+15	指定日発行	
57	千葉	842	各種商品小売	H27.12.25	改正	10/7	10/25	832	-	848	-	+16	指定日発行	
58	千葉	842	自動車(新車)小売	H27.12.25	改正	10/11		865	-	880	-	+15	指定日発行	
59	東京	932	鉄鋼	H26.3.23	改正	-	-	871	-	-	-	-	10/11検討委員会	
60	東京	932	一般機械	H22.12.31	改正	-	-	832	-	-	-	-	10/14検討委員会	
61	東京	932	電気機械①	H22.12.31	無	-	-	829	-	-	-	-		
62	東京	932	輸送機械	H24.2.18	改正	-	-	838	-	-	-	-	10/11検討委員会	
63	東京	932	出版	H24.12.31	無	-	-	857	-	-	-	-		
64	東京	932	各種商品小売	H21.12.31	無	-	-	792	-	-	-	-		
新設	東京	932	一般貨物自動車運送	-	無	-	-	-	-	-	-	-		
新設	東京	932	電気機械②	-	新設	-	-	-	-	-	-	-	10/21検討委員会	
65	神奈川	930	塗料	H27.3.1	改正	-	-	894	-	-	-	-	12/21本審は見込み	
66	神奈川	930	鉄鋼	H26.3.15	改正	-	-	874	-	-	-	-	12/21本審は見込み	
67	神奈川	930	非鉄金属	H22.12.20	無	-	-	821	-	-	-	-		
68	神奈川	930	一般機械	H25.3.1	無	-	-	857	-	-	-	-		
69	神奈川	930	電気機械	H27.3.1	新設	-	-	890	-	-	-	-	12/21本審は見込み	
70	神奈川	930	輸送機械	H25.3.1	無	-	-	855	-	-	-	-		
71	神奈川	868	自動車小売	H23.12.21	無	-	-	842	-	-	-	-		
新設	神奈川	930	電線・ケーブル	-	新設	-	-	-	-	-	-	-	12/21本審は見込み	
新設	神奈川	930	一般機械②	-	新設	-	-	-	-	-	-	-	12/21本審は見込み	
新設	神奈川	930	自動車・同付属品	-	新設	-	-	-	-	-	-	-	12/21本審は見込み	
新設	神奈川	930	自動車小売(新車)	-	新設	-	-	-	-	-	-	-	12/21本審は見込み	
72	新潟	753	電気機械	H27.12.20	改正	10/24		838	-	852	-	+14	法定発効	
73	新潟	753	各種商品小売	H27.12.17	改正	10/18		789	-	800	-	+11	法定発効	
74	新潟	753	自動車(新車)小売	H27.12.20	改正	10/31		843	-	859	-	+16	法定発効	
新設	新潟	753	食料品小売	-	無	-	-	-	-	-	-	-	意向表明のみ	
75	富山	770	鉄鋼	H10.12.26	無	-	-	753	6,024	6,024	-	-		

項番	都道府県	H28地域別 別 費	業種	直近の 改定年月日	申出 内容	部会 結算 年月日	本業 結算 年月日	改定前額		改定額(決定額)		前回改定額との比較		備考
								時間額	日額	時間額	日額	時間額	時間額	
76	富山	770	非鉄金属・金属製 一般機械・輸送機 械	H27.12.26	無			781	-	-	-	-	意向表明のみ	
77	富山	770	電 気 機 械	H28.3.11	改正	10/11		833	-	846	-	+13	法定発効	
78	富山	770	電 気 機 械	H27.12.30	改正	10/25		772	-	786	-	+14	法定発効	
79	富山	770	百 貨 店	H27.12.18	改正	10/19		800	-	810	-	+10	法定発効	
80	富山	770	自 動 車 小 売	H23.1.20	無			769	-	-	-	-		
81	石川	757	織 維	H27.12.31	改正	10/20		745	-	758	-	+13	指定日発効	
82	石川	757	金 属 製 品	H11.12.26	無			763	6,102	-	6,102	-	指定日発効	
83	石川	757	金属製品・一般機械・電 気	H27.12.31	改正	10/24		849	-	863	-	+14	指定日発効	
84	石川	757	電 気 機 械	H27.12.31	改正	10/18		795	-	810	-	+15	指定日発効	
85	石川	757	輸 送 機 械	H27.12.31	改正	10/24		849	-	863	-	+14	指定日発効	
86	石川	757	百 貨 店	H27.12.31	改正	10/27		800	-	811	-	+11	指定日発効	
87	福井	754	織 維	H27.12.24	改正	10/13		740	-	756	-	+16	指定日発効	
88	福井	754	一 般 機 械	H27.12.24	改正	10/20		821	-	829	-	+8	指定日発効	
89	福井	754	電 気 機 械	H27.12.24	改正	10/5		790	-	806	-	+16	指定日発効	
90	福井	754	各 種 商 品 小 売	H23.12.24	無			750	-	-	-	-		
91	福井	754	百 貨 店	H27.12.24	改正	10/18		791	-	799	-	+8	指定日発効	
92	山梨	759	電 気 機 械	H27.12.18	改正	10/20		834	-	851	-	+17	法定発効	
93	山梨	759	輸 送 機 械	H27.12.25	改正	10/25		843	-	857	-	+14	法定発効	
94	長野	770	印 刷 製 版	H23.12.31	改正	10/26		747	-	781	-	+34	12/31指定日発効 11/25官報公示予定	
95	長野	770	一般機械・輸送機 械	H27.11.27	改正	9/26		834	-	848	-	+14	11/27指定日発効 10/25官報公示	
96	長野	770	精密機械・電気機 械	H27.11.27	改正	9/28		823	-	837	-	+14	11/27指定日発効 10/27官報公示	
97	長野	770	各 種 商 品 小 売	H27.12.31	改正	10/18		786	-	800	-	+14	12/31指定日発効 11/17官報公示	
98	岐阜	776	電 気 機 械	H27.12.21	改正	10/18		815	-	829	-	+14	指定日発効	
99	岐阜	776	輸 送 機 械 (自)	H27.12.21	改正	10/17		856	-	872	-	+16	指定日発効	
100	岐阜	776	輸 送 機 械 (航)	H27.12.21	改正	10/13		902	-	917	-	+15	指定日発効	
101	静岡	807	製 紙	H27.12.31	改正			786	-	-	-	-	必要性審議中(取下げ)	
102	静岡	807	工 業	H27.12.31	改正	10/13		833	-	847	-	+14	指定日発効	
103	静岡	807	鉄鋼・非鉄金属	H27.12.31	改正	10/13		867	-	882	-	+15	指定日発効	
104	静岡	807	一般機械・輸送機 械	H27.12.31	改正	10/6		879	-	894	-	+15	指定日発効	
105	静岡	807	電 気 機 械	H27.12.31	改正	10/11	10/26	851	-	866	-	+15	指定日発効	
106	静岡	807	各 種 商 品 小 売	H27.12.31	改正	10/18		823	-	836	-	+13	指定日発効	
107	愛知	845	織 維	H20.12.16	改正			732	-	-	-	-	必要性なし	
108	愛知	845	鉄 鋼	H27.12.16	改正	10/3	10/17	912	-	926	-	+14	法定発効	
109	愛知	845	一 般 機 械	H27.12.16	改正	9/26	10/17	882	-	896	-	+14	法定発効	
110	愛知	845	精 密 機 械	H27.12.16	改正	10/11	10/17	841	-	856	-	+15	法定発効	
111	愛知	845	電 気 機 械	H27.12.16	改正	10/13	10/17	852	-	867	-	+15	法定発効	
112	愛知	845	輸 送 機 械	H27.12.16	改正	10/6	10/17	890	-	904	-	+14	法定発効	
113	愛知	845	各 種 商 品 小 売	H27.12.16	改正		10/17	823	-	847	-	+24	法定発効	
114	愛知	845	自動車(新車)小売	H19.12.16	無			800	-	-	-	-	申し出なし	
115	愛知	845	自動車(新車)小売	H27.12.16	改正	10/12	10/17	873	-	888	-	+15	法定発効	
116	三重	795	窯 業	H27.12.20	改正	10/20	10/24	829	-	844	-	+15	法定発効	
117	三重	795	鉄 鋼	H20.12.15	無			739	5,907	-	5,907	-	申し出なし	
118	三重	795	非 鉄 金 属	H27.12.20	改正	10/21	10/24	848	-	864	-	+16	法定発効	
119	三重	795	金 属 製 品	H27.12.20	無			843	-	-	-	-	意向表明のみ	
120	三重	795	一 般 機 械	H15.12.15	無			762	-	-	-	-	申し出なし	
121	三重	795	電 気 機 械	H27.12.20	改正	10/19	10/24	834	-	850	-	+16	法定発効	
122	三重	795	輸 送 機 械	H27.12.20	改正	10/18	10/24	869	-	885	-	+16	法定発効	
新設	三重	795	百 貨 店	-	新設			-	-	-	-	-	必要性審議中	
123	滋賀	788	織 維	H27.12.26	改正	10/24	10/31	772	-	789	-	+17	法定発効	
124	滋賀	788	窯 業	H27.12.26	改正	10/24	10/31	860	-	874	-	+14	法定発効	
125	滋賀	788	鉄 鋼	H16.12.18	無			775	-	-	-	-		
126	滋賀	788	一 般 機 械	H27.12.26	改正	10/25	10/31	860	-	875	-	+15	法定発効	
127	滋賀	788	精密機械・電気機 械	H27.12.26	改正	10/20	10/31	843	-	859	-	+16	法定発効	
128	滋賀	788	輸 送 機 械	H27.12.26	改正	10/19	10/31	865	-	880	-	+15	法定発効	
129	滋賀	788	各 種 商 品 小 売	H27.12.26	改正	10/28	10/31	788	-	803	-	+15	法定発効	
130	京都	831	印 刷	H22.12.18	無			765	-	-	-	-		
131	京都	831	金 属 製 品	H27.12.26	改正	10/20	10/25	868	-	885	-	+17	法定発効	
132	京都	831	一 般 機 械	H20.12.21	無			822	-	-	-	-		
133	京都	831	電 気 機 械	H27.12.26	改正	10/19	10/25	867	-	883	-	+16	法定発効	
134	京都	831	輸 送 機 械	H27.12.26	改正	10/18	10/25	873	-	889	-	+16	法定発効	
135	京都	831	各 種 商 品 小 売	H27.12.26	改正	10/19	10/25	818	-	837	-	+19	法定発効	
136	京都	831	自 動 車 小 売	H9.12.21	無			741	5,926	-	5,926	-		
137	京都	831	自動車(新車)小売	H27.12.26	改正	10/20	10/25	809	-	835	-	+26	法定発効	
138	大阪	883	塗 料	H27.11.7	改正	9/5		894	-	912	-	+18	法定発効	
139	大阪	883	鉄 鋼	H27.11.2	改正	9/30		890	-	908	-	+18	法定発効	
140	大阪	883	非 鉄 金 属	H27.11.30	改正	9/23		860	-	885	-	+25	指定日発効	
141	大阪	883	一般機械・輸送機 械	H27.11.18	改正	9/26		877	-	894	-	+17	法定発効	
142	大阪	883	電 気 機 械	H27.11.30	改正	9/28		860	-	885	-	+25	指定日発効	
143	大阪	883	輸 送 機 械 (自)	H27.11.30	改正	9/30		875	-	892	-	+17	法定発効	
144	大阪	883	自 動 車 小 売	H27.11.30	改正	9/29		865	-	884	-	+19	指定日発効	
145	兵庫	819	織 維	H28.3.1	無			800	-	-	-	-		
146	兵庫	819	塗 料	H27.12.1	改正	9/27		906	-	918	-	+12	指定日発効	
147	兵庫	819	鉄 鋼	H27.12.1	改正	9/28		890	-	906	-	+16	指定日発効	
148	兵庫	819	一 般 機 械	H27.12.1	改正	9/13		872	-	886	-	+14	指定日発効	
149	兵庫	819	精 密 機 械	H27.12.1	改正	9/20		832	-	842	-	+10	指定日発効	
150	兵庫	819	電 気 機 械	H27.12.1	改正	9/14		830	-	840	-	+10	指定日発効	
151	兵庫	819	輸 送 機 械	H27.12.1	改正	9/23		904	-	919	-	+15	指定日発効	
152	兵庫	819	各 種 商 品 小 売	H28.2.1	無			797	-	-	-	-		
153	兵庫	819	自 動 車 小 売	H27.12.1	改正	9/27	10/3	840	-	850	-	+10	法定発効	
新設	兵庫	819	百 貨 店	-	無			-	-	-	-	-	意向表明のみ	
154	奈良	762	一 般 機 械	H27.12.26	改正	10/24	10/25	833	-	846	-	+13	法定発効	
155	奈良	762	電 気 機 械	H27.12.26	改正	10/19	10/25	827	-	837	-	+10	法定発効	

項番	都道府県	H28地域別最賃	業種	直近の改定年月日	申出内容	部会結審年月日	本審結審年月日	改定前額		改定額(決定額)		前回改定額との比較		備考
								時間額	日額	時間額	日額	日額	時間額	
156	奈良	762	自動車小売	H27.12.26	改正	10/21	10/25	830	-	840	-	+10	法定発効	
157	和歌山	753	鉄鋼	H27.12.31	改正	10/19		849	-	871	-	+22	指定日発効	
158	和歌山	753	百貨店	H28.1.3	改正	10/20		780	-	799	-	+19	指定日発効	
159	鳥取	715	電気機械	H27.12.19	改正	10/24		753	-	764	-	+11	法定発行	
160	鳥取	715	各種商品小売	H27.12.19	改正	10/18		710	-	718	-	+8	法定発行	
161	島根	718	鉄鋼	H27.11.26	改正	9/23		813	-	836	-	+23	法定発行	
162	島根	718	一般機械	H27.12.16	改正	10/24		798	-	820	-	+22	法定発効	
163	島根	718	電気機械	H27.12.16	改正	10/26		735	-	756	-	+21	法定発効	
164	島根	718	輸送機械	H27.12.18	改正	10/11		791	-	812	-	+21	法定発効	
165	島根	718	百貨店	H27.12.6	改正	10/25		729	-	748	-	+19	法定発効	
166	島根	718	自動車(新車)小売	H27.12.2	改正	10/17		768	-	790	-	+22	法定発効	
167	岡山	757	窯業	H27.12.4	改正	10/17		858	-	880	-	+22	法定発効	
168	岡山	757	鉄鋼	H27.12.4	改正	10/3		874	-	896	-	+22	法定発効	
169	岡山	757	一般機械	H27.12.18	改正	10/17		851	-	873	-	+22	法定発効	
170	岡山	757	電気機械	H27.11.26	改正	10/7		787	-	809	-	+22	法定発効	
171	岡山	757	輸送機械(自)	H27.12.12	改正	10/25		839	-	858	-	+19	法定発効	
172	岡山	757	輸送機械(船)	H27.12.18	改正	10/21		869	-	890	-	+21	法定発効	
173	岡山	757	各種商品小売	H27.12.5	改正	10/11		794	-	816	-	+22	法定発効	
174	広島	793	鉄鋼	H27.12.31	改正	10/26	11/1	882	-	901	-	+19	法定発効	
175	広島	793	金属製品	H27.12.31	改正	10/19	11/1	844	-	863	-	+19	法定発効	
176	広島	793	一般機械	H27.12.31	改正	10/19	11/1	852	-	870	-	+18	法定発効	
177	広島	793	電気機械	H27.12.31	改正	10/17	11/1	813	-	831	-	+18	法定発効	
178	広島	793	輸送機械(自)	H27.12.31	改正	10/24	11/1	833	-	850	-	+17	法定発効	
179	広島	793	輸送機械(船)	H27.12.31	改正	10/25	11/1	875	-	893	-	+18	法定発効	
180	広島	793	各種商品小売	H27.12.31	改正	10/19	11/1	805	-	821	-	+16	法定発効	
181	広島	793	自動車小売	H27.12.31	改正	10/20	11/1	830	-	848	-	+18	法定発効	
182	山口	753	鉄鋼・非鉄金属	H27.12.15	改正	10/12		867	-	890	-	+23	指定日発効	
183	山口	753	電気機械	H27.12.15	改正	10/13		793	-	815	-	+22	指定日発効	
184	山口	753	輸送機械	H27.12.15	改正	10/14		838	-	858	-	+20	法定発効	
185	山口	753	百貨店	H27.12.15	改正	10/13		757	-	779	-	+22	指定日発効	
186	徳島	716	木材	H27.12.21	改正	10/5		810	-	824	-	+14	指定日発効	
187	徳島	716	一般機械	H27.12.21	改正	10/12	10/19	840	-	857	-	+17	指定日発効	
188	徳島	716	電気機械	H27.12.21	改正	10/14		805	-	822	-	+17	指定日発効	
189	香川	742	食品	H27.12.15	改正	9/29		750	-	752	-	+2	指定日発効	
190	香川	742	一般機械	H27.12.15	改正	10/6		850	-	869	-	+19	指定日発効	
191	香川	742	電気機械	H27.12.15	改正	10/3		805	-	822	-	+17	指定日発効	
192	香川	742	輸送機械(船)	H27.12.16	改正			860	-		-			
193	愛媛	717	製紙	H27.12.25	改正	10/24		826	-	847	-	+21	指定日発効	
194	愛媛	717	一般機械	H27.12.25	改正	10/20		835	-	856	-	+21	指定日発効	
195	愛媛	717	電気機械	H27.12.25	改正	10/19		808	-	829	-	+21	指定日発効	
196	愛媛	717	輸送機械(船)	H27.12.25	改正	10/24		846	-	867	-	+21	指定日発効	
197	愛媛	717	各種商品小売	H27.12.25	改正	10/25	10/26	739	-	758	-	+19	法定発行	
198	高知	715	電気機械	H27.12.30	改正	10/13		756	-	766	-	+10	指定日発効	
199	高知	715	一般貨物	H19.6.2	改正			910	-		-			
200	福岡	765	鉄鋼	H27.12.10	改正	9/30		881	-	903	-	+22	指定日発効	
201	福岡	765	電気機械	H27.12.10	改正	10/11		837	-	857	-	+20	指定日発効	
202	福岡	765	輸送機械	H27.12.10	改正	10/4		860	-	880	-	+20	指定日発効	
203	福岡	765	百貨店	H27.12.10	改正	10/6		802	-	824	-	+22	指定日発効	
204	福岡	765	自動車(新車)小売	H27.12.10	改正	10/7		850	-	870	-	+20	指定日発効	
205	佐賀	715	陶磁器	H27.12.26	改正	10/31		695	-	716	-	+21	法定発効	
206	佐賀	715	一般機械	H27.12.25	改正			795	-		-		法定発効	
207	佐賀	715	電気機械	H27.12.24	改正	11/1		760	-	774	-	+14	法定発効	
208	長崎	715	一般機械	H27.12.25	改正	11/2		813	-	829	-	+16	法定発効	
209	長崎	715	電気機械	H28.1.9	改正	10/31		748	-	765	-	+17	法定発効	
210	長崎	715	輸送機械(船)	H27.12.18	改正	10/27		821	-	832	-	+11	法定発効	
211	熊本	715	電気機械	H27.12.13	改正	9/21	10/14	738	-	759	-	+21	法定発行	
212	熊本	715	輸送機械	H27.12.13	改正	9/26		787	-	808	-	+21	法定発行	
213	熊本	715	百貨店	H27.12.13	改正			712	-		-		必要性なし	
214	大分	715	鉄鋼	H27.12.25	改正	10/20		836	-	861	-	+25	指定日発効	
215	大分	715	非鉄金属	H27.12.25	改正	10/19		825	-	846	-	+21	指定日発効	
216	大分	715	電気機械	H27.12.25	改正	10/11		749	-	764	-	+15	指定日発効	
217	大分	715	輸送機械(自・船)	H27.12.25	改正	10/25		798	-	813	-	+15	指定日発効	
218	大分	715	各種商品小売	H27.12.25	改正	10/21		714	-	716	-	+2	指定日発効	
219	大分	715	自動車(新車)小売	H27.12.25	改正	10/14		762	-	780	-	+18	指定日発効	
220	宮崎	714	食品	H26.12.26	改正			678	-		-			
221	宮崎	714	電気機械	H27.12.25	改正	10/27		728	-	740	-	+12	法定発効	
222	宮崎	714	各種商品小売	H27.12.24	改正			705	-		-			
223	宮崎	714	自動車(新車)小売	H27.12.9	改正	10/14		752	-	767	-	+15	法定発効	
224	鹿児島	715	電気機械	H27.12.16	改正			732	-		-			
225	鹿児島	715	百貨店	H26.12.26	改正			693	-		-		必要性審議前に取下げ	
226	鹿児島	715	自動車(新車)小売	H27.12.10	改正			762	-	780	-	+18	法定発効	
227	沖縄	714	食品(畜)	H25.12.11	無			683	-		-			
228	沖縄	714	食品(糖)	H27.11.26	改正	9/26		709	-	726	-	+17		
229	沖縄	714	食品(飲)	H25.11.23	無			686	-		-			
230	沖縄	714	新聞	H27.11.27	改正	9/6		783	-	795	-	+12		
231	沖縄	714	各種商品小売	H27.11.29	改正	9/5		702	-	723	-	+21		
232	沖縄	714	自動車(新車)小売	H27.11.28	改正	9/14		717	-	732	-	+15		

平成 28 年 11 月 16 日

香川労働局長 辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治



香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 28 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業，当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）

を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 881円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定日発効（平成29年1月14日）。

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成28年9月27日

(香川労働局第1会議室)

- 1 部会長に松浦委員、部会長代理に柴田委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 参考人意見聴取
- 5 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 6 金額審議
- 7 審議日程の調整

第2回専門部会開催

平成28年9月29日

(高松サンポート合同庁舎401会議室)

- 1 金額審議

第3回専門部会開催

平成28年10月7日

(香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議

第4回専門部会開催

平成28年10月26日

(高松サンポート合同庁舎401会議室)

- 1 金額審議

第5回専門部会開催

- 1 金額審議
- 2 金額審議 (公益案提示)
- 3 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 4 答申

平成 28 年 11 月 16 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

船用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 松浦 明治

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 28 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

松浦 明治

鞍井 尚治

安部 忠之

東 圭介

濱岡 光治

香西 祐司

柴田 潤子

福家 良一

田島 規行

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 881円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定日発効（平成29年1月14日）。